

総会

配布：一般

2013年1月4日

第67会期

議事日程議題94 (bb)

2012年12月3日に総会により採択された決議

[第一委員会の報告書 (A/67/409) に基づく]

67/58 小型武器の不正取引に関するあらゆる側面

総会は、

2011年12月2日の総会決議66/47、および2001年12月24日の決議56/24Vを含む、「小型武器の不正取引に関するあらゆる側面」と表題のついた従前の全ての決議を想起し、

小型武器の不正取引のあらゆる側面に関する国際連合会議により採択された、あらゆる側面に関する小型武器の不正取引の予防、戦いおよび根絶のための行動計画<sup>1</sup>の継続的且つ完全な履行の重要性を強調しましたこの問題に関する国際的な取組に対するその重要な貢献を認識し、

国家に、時宜を得た且つ確実な方法で、非合法的な小型武器の特定と追跡を可能にする国際文書（国際追跡文書）<sup>2</sup>の継続的且つ完全な履行の重要性もまた強調し、

行動計画のフォローアップ会合により採択された成果の履行に留意し、

あらゆる側面に関する小型武器の不正取引を予防し、戦いおよび根絶する国際社会の活動の範囲内の

---

<sup>1</sup> 小型武器の不正取引のあらゆる側面に関する国際連合会議報告書、ニューヨーク、2001年7月9日－20日、(A/CONF.192/15)、第IV章、第24項

<sup>2</sup> A/60/88 および正誤表2、添付書類；決定60/519も見よ。

措置のための主要な枠組としての行動計画に対する国家の誓約を想起し、

行動計画および国際追跡文書の効果的な履行のための国家の能力を構築する取組を強める国家の必要性を強調し、

2012年8月27日から9月7日までニューヨークで開催された、あらゆる側面に関する小型武器の不正取引の予防、戦いおよび根絶のための行動計画の履行においてなされた進展を再検討する国際連合第二回会議の成功した結論を歓迎し、

挑戦および機会の履行を含む、全体的な履行努力を評価する方法としての行動計画についてのフォローアップを国が自発的に報告することの重要性、そしてそのことが国際的な協力と影響を受けた国家への援助を与えることを大いに促進することができることを強調し、

行動計画履行支援制度を含む、事務局の軍縮部が策定した手段および加盟国が策定したものが、行動計画の履行においてなされた進展を評価するために用いられることができることに留意し、

小型武器の分野における能力構築のための国際協力と支援のための統合された明確な審議会を形作る、行動計画履行支援制度を策定することを含む、行動計画を履行するための国際連合内の調整された取組を歓迎し、

行動計画の履行に対する地域的対処方法の重要性を考慮し、

行動計画の履行の支援において行われてきた地域的および準地域的取組に満足しつつ留意し、またこれに関連して、小型武器の不正取引に対処することに関連する供給および需要要因の双方に取り組むことを含む、既に行われてきた進展を賞賛し、

小型武器の不正仲介は、国際社会が緊急に対処すべき重大な問題であることをくり返し表明し、

行動計画の履行のために国家に対する援助の提供において非政府組織により行われた取組を認識し、

決議 66/47 の履行の概観を含む、事務総長報告書<sup>3</sup>に留意し、

1. そのあらゆる側面に関する小型武器の不正取引の問題は、小型武器の不正は製造、移転および流布を防止し、戦いそして根絶する国の、地域のまた国際的レベルでの協力した取組を要求するという事実、そして世界の多くの地域におけるその統制のきかない拡散が広範な人道的および社会経済的影響力を有した個人、地方、国、地域および国際的レベルでの平和、和解、治安、安全、安定並びに持続可能な開発に重大な脅威を与えているという事実を強調する。

2. 小型武器の不正取引のあらゆる側面に関する国際連合会議により採択された、あらゆる側面に関する小型武器の不正取引の予防、戦いおよび根絶のための行動計画<sup>1</sup>の履行を成功裡に実施するための、国際連合、他の国際機構、地域的および準地域的機構、非政府組織並びに市民社会のものを含む、あらゆる関連する活動を奨励し、また全ての加盟国に対し、国の、地域のまた世界的なレベルでの行動計画の継続的履行に向けた貢献を求める。

3. 国家に対し、小型武器の不正仲介を防止し、戦いまた根絶することにおける国際的協力を強化する更なる手段を検討する、決議 60/81 に従って設立された政府専門家グループの報告書<sup>4</sup>に含まれた勧告を履行することを奨励する。

4. あらゆる側面に関する小型武器の不正取引の予防、戦いおよび根絶のための行動計画の履行においてなされた進展を再検討する国際連合第二回会議の成果<sup>5</sup>を支持する。

5. 行動計画の完全且つ効果的な履行を審議するため、第二回再検討会議で合意された 2012 年から 2018 年の期間の会議予定に従い、2014 年および 2016 年にニューヨークで、国家の 1 週間の隔年会合を、そして 2015 年に政府専門家の 1 週間のオープンエンド会合を、行動計画の関連規定に従って、開催することを決定する。

6. 第二回再検討会議の決定<sup>6</sup>に従って、2 週間の期間で 2018 年に、あらゆる側面に関する小型武器

---

<sup>3</sup> A/67/176

<sup>4</sup> A/62/163 and Corr. 1 を見よ。

<sup>5</sup> A/CONF. 192/2012/RC/4, 添付書類 I および II

<sup>6</sup> 同書, 添付書類 I, 第 III 節, 第 1 項および第 2 項。

の不正取引の予防、戦いおよび根絶のための行動計画の履行においてなされた進展を再検討する国際連合第三回会議を、それに先だって 2018 年の早い時期に 1 週間の準備委員会会合を、開くことをまた決定する。

7. 国際協力および支援に関する国際社会の活動が、国の履行取組に対して、並びに地域的および世界的なレベルでの活動に対して、依然として必要不可欠でありまた補完的であるという事実を強調する。

8. 国家に対し、協力および支援を高めまた行動計画の履行を確保するための行動計画の有効性を評価する方法を検討することを奨励する。

9. 行動計画の履行を高めるためおよび国際的な協力と支援をより効果的に行うための既存の資源と国家の必要性とを合致させるために、有効な調整制度が存在しない場合には、関心国が調整制度を開発する必要性を認識し、またこの点に関して、国家に対し、適切な場合には、国家行動計画支援制度を利用することを奨励する。

10. 国家に対し、そのようにする立場にある国家および地域的機構や国際的機構からの、国際的な協力と支援を要求する必要性、優先事項、国家計画や予定の首尾一貫した特定作業を、他の制度の中で、考慮することを奨励する。

11. 第二回再検討会議の成果文書の中で強調されたものを含む、行動計画の効果的な履行のための国家能力を構築するあらゆる努力を奨励する。

12. 国家に対し、行動計画の履行に関する国別報告書を、自らの意思に基づいて、提出することを奨励し、国家が国際追跡文書の履行に関する国別報告書を提出することに留意し、そのようにする立場にある国家に対し、軍縮部により利用可能とされた報告用雛形を利用することを奨励し、そして提案率を増加した報告書の実利を改善し並びに会合の議論に実質的に貢献することの手段として、隔年の国家会合とその報告書を同期調整することと再検討会議の実利を再確認する。

13. 国家に対し、自らの意思に基づいて、援助の必要性とそのような援助に対処するために利用可能な資源と制度に関する情報を伝達するためのもう一つの手段として、その国別報告書の利用を増やすこ

とをまた奨励し、そしてそのような援助を提供する立場にある国家に対し、これらの国別報告書を利用することを奨励する。

14. 行動計画の履行に関する包括的報告書の準備において、そのようにする能力のある国家、関連する国際機構および地域機構並びに市民社会に対し、他国と協力しまた要請があった場合には他国を支援することを奨励する。

15. 全ての国家に対し、国内の接点の名前と接触情報および製造国および／または輸入国を示すために用いられる国の刻印の慣例に関する情報を、可能な時には、特に、国別報告書に含めることにより、国際追跡文書を履行することを求める。

16. 影響を受けた国家におけるその人道的および社会経済的悪影響を特に考慮しつつ、行動計画に従って、権限のない受け取り手へのそれらの迂回を含む、小型武器の不正取引を予防し、戦いおよび根絶するための国家の管理を維持し且つ強化する緊急の必要性を認識する。

17. そのようにする立場にある国家に対し、行動計画に関する会合に違った方法では参加することができない国家に対し、要請に基づいて、分配され得る、自発的後援基金を通じた、財政支援を提供することを奨励する。

18. そのようにする立場にある関心国と関連する国際的機関や地域的機関に対し、行動計画に関する会合の準備を含む、行動計画並びに国際追跡文書の履行を審議しまた前進させるための地域会合を開催することを奨励する。

19. 市民社会および関連する機構に対し、それぞれの国内レベルと地域的レベルでの行動計画の履行を達成するため、国家との協力および活動を強化することを奨励する。

20. 事務総長に対し、本決議の履行について、その第 68 会期に、総会に報告することを要請する。

21. 「一般のおよび完全な軍縮」と表題のついた議題、「あらゆる側面に関する小型武器の不正取引」と表題のついた部分項目の下で、総会の第 68 会期の暫定議事日程議題に含めることを決定する。

第48回本会合

2012年12月3日